

自動配送ロボットの基準緩和認定制度について

(全体版)

- ・安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、2017年2月、代替の安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の一部の緩和を可能とする、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設。
- ・本制度を活用し、各地で遠隔型自動運転システムや特別装置自動車などの実証実験が行われている。

2017年2月

自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設

排ガス・騒音以外のすべての基準について、速度制限、走行ルート of 限定、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に緩和可能とし、実証実験を促進するための制度を創設

2020年4月

基準緩和認定制度の適用対象を拡大

車両の区分が「自動車」の実証実験 → ①「自動車」の実用化等、②「原動機付自転車」の実証実験

遠隔型自動運転システム

遠隔地にいる運転者が車両を監視・操作

車両



通信

遠隔地



特別装置自動車

手動運転時は通常のハンドル等と異なる装置で操作



※BOLDLY (IBSBドライブ)社HPより

代替の安全確保措置の例(遠隔型)

- 遠隔地に車両の前方及び周囲の視界を確保できるモニター等を設置
- 遠隔地のモニター席に各種操縦・操作装置(ハンドル、アクセルペダル、ワイパー、前照灯等)を装備
- 走行速度の制限(通信遅れによる影響を考慮)

緩和される保安基準の例(遠隔型)

- 車両前方・周囲の視界要件
- ハンドル、アクセルペダル等の操縦装置
- ワイパー、前照灯等の操作装置

基準緩和認定制度を活用した自動運転の実証実験の例

遠隔型自動運転システム

産業技術総合研究所



2017年12月（石川県輪島市）
2018年4月～（福井県永平寺町）

遠隔型自動運転システム

アイサンテクノロジー社



2017年12月（愛知県幸田町）
2019年2月（愛知県一宮市、常滑市）
ほか

遠隔型自動運転システム

先進モビリティ社など



2018年2月（東京都大田区）

特別装置自動車

コンチネンタル・オートモーティブ社



2020年2月（静岡県袋井市）

特別装置自動車

BOLDLY社
（旧SBDドライブ）



2019年7月（東京都港区）
2019年8月（長崎県対馬市）
2019年10月（千葉県千葉市） ほか

その他 （けん引能力）

ヤマハ発動機など



けん引車による貨客混載

2019年1月（秋田県上小阿仁村）

ほか

遠隔型自動運転システム： 遠隔地にいる運転者が車両を監視・操作するシステム

特別装置自動車： 手動運転時は従来のハンドル等と異なる装置（コントローラ等）で操作する自動車

※画像は各社HP等より引用

現行の車両区分

	第一種原動機付 自転車	軽自動車(二輪以外)
定格出力 (電気自動車)	0.6KW以下	0.6KW超
エンジン排気量	50cc以下	50cc超～660cc以下
三・四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・全長 2,500 mm以下 ・全幅 1,300 mm以下 ・全高 2,000 mm以下 <p>トヨタ車体 HPより</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・全長 3,400 mm以下 ・全幅 1,480 mm以下 ・全高 2,000 mm以下 <p>ダイハツ HPより</p> 

基準緩和認定手続きの流れ

申請者(車両の使用者)

① 基準緩和の認定申請

【申請書への記載事項】

- ・公道走行の概要説明書
- ・車両外観図
- ・自動運転システムの概要説明書
- ・保安基準適合検討書
- ・安全確保措置の内容
- ・遵守事項の誓約書 等

※使用の本拠地を管轄する運輸局へ

⑤ 認定書

- ・基準緩和項目に応じた制限事項等の付与

地方運輸局

② 受付・ヒアリング

- ・受付台帳への記載
- ・申請要件を満たすことの確認 等

③ 審査

- ・車両の構造又は使用の態様の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- ・車両の運行が道路交通等に与える支障の有無 等
(必要に応じ、各都道府県警察等の関係機関にも照会)

④ 基準緩和の認定

認定書の交付

申請書等への記載事項(詳細)

○申請書

第1号様式(第5関係)

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

- ・申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- ・印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所には署名する。
- ・型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- ・車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- ・認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- ・省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

(日本産業規格A列4番)

申請書等への記載事項(詳細)

○申請書

記載例

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

令和〇年〇月〇日

関東運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 株式会社 ○〇〇〇 印
代表取締役 国土 太郎
住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------------------------|--|
| 1 車名及び型式 | コクト ABC-123A |
| 2 種別及び用途 | 軽自動車 乗用 |
| 3 車体の形状 | ステーションワゴン |
| 4 自動車登録番号及び車台番号 | 123A-456789 |
| 5 使用の本拠の位置 | 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 |
| 6 構造又は使用の態様の特殊性 | 〇〇〇〇であり〇〇〇〇の機能が搭載された無人運転車両である。 |
| 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 | 保安基準第〇〇条 (〇〇装置)
細目告示第〇〇条第〇〇項 (〇〇装置) |
| 8 認定を必要とする理由 | 〇〇〇〇であり〇〇〇〇として実証実験を行うため。 |
| 9 省略する添付資料 | なし |

〈申請者の氏名又は名称〉

基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人の場合は代表者。）とする。

〈車名及び型式〉

車名及び型式がない車両は不明と記載する。

〈種別及び用途〉

原動機付自転車の場合は「原動機付自転車 乗用」等と記載する。

〈車体の形状〉

原動機付自転車の場合は記載を要しない。

〈自動車登録番号及び車台番号〉

- ・軽自動車の場合は車両番号と車台番号を記載する。
- ・原動機付自転車の場合は車台番号又は製造番号のみの記載とする。

〈構造又は使用の態様の特殊性〉

申請車両が特殊な構造の車両であることの説明を記載する。

〈認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容〉

適合させることができない保安基準・細目告示の条項を記載する。

〈認定を必要とする理由〉

構造又は使用の態様の特殊性の内容を踏まえ、こういった目的・条件で使用するかを記載する。

〈省略する添付資料〉

複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

申請書等への記載事項(詳細)

○遵守事項の誓約書

参考1 (第5関係)

年 月 日
地方運輸局長 殿
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 申請者の氏名又は名称 印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 住 所 </div>
誓 約 書
<p>弊社が使用する車名 _____、型式 _____、 車台番号 _____ の自動車について、道路運送車両の保安基準第 55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

- ・申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- ・印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- ・申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- ・型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- ・車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- ・2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- ・その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

(日本産業規格A列4番)

申請書等への記載事項(詳細)

○遵守事項の誓約書

記載例

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 株式会社 ○○○○ 印
 代表取締役 国土 太郎
 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

誓 約 書

弊社が使用する車名コクド、型式ABC-123A、車台番号123A-456789の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

記

1. 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
2. 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
3. 1. に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
4. 重大事故時には、遅滞なく通報します。

〈申請者の氏名又は名称〉

基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人の場合は代表者。）とする。

- ・ 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- ・ 申請書に記載した車名、型式、車台番号（又は製造番号）について記載する。

〈誓約内容〉

- ・ 2. の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- ・ その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

申請書等への記載事項(詳細)

○公道走行の概要説明書

参考3 (第5関係)

運行の概要について
(特別装置自動車)

1. 運行の概要

①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	

2. 使用する車両の概要 (特別装置に係るものを除く)

①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	

3. 使用する特別装置の概要 (遠隔監視・操作装置)

①装置外観等	
--------	--

(日本産業規格A列4番)

- ・1. ①には、車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を記載。
- ・1. ②には、運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細な予定を記載。
- ・1. ③には、地図や写真等により、起点、終点、走行距離及び道路情報(制限速度、車線数、交通量、信号機又は一時停止標識の有無等)並びに遠隔運転者席の設置場所等を記載。
- ・1. ④には、車名型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載し、車両の四面図(写真可)を添付。また、自動車登録番号等を有する場合には、自動車検査証の写しを添付。
- ・1. ⑤には、速度制限、緊急停止装置の設置及び保安要員等の配置予定等を記載。
- ・1. ⑥には、使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制等を記載。特に運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載。
- ・1. ⑦には、不具合及び事故発生時の連絡・報告体制を記載。
- ・1. ⑧には、遠隔監視・操作装置における通信遅延に係る情報及びその他の必要な事項を記載。
- ・2. ①には、外観図等により、改造箇所や自動運転システム(カメラ、レーダー等)の機能及び性能等に関する説明を記載。自動運転システムについては、カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲等を図面等によりあわせて記載。
- ・2. ②には、適用を除外する保安基準の条項及びその内容並びにこれに対する代替の安全確保措置の内容等を記載。
- ・3. ①には、遠隔運転者席又は特別装置により操作可能な操作装置の機能及び操作性等の性能を記載。また、写真・図面等により、遠隔運転者席における運転者の監視・操作状況が把握できる資料をあわせて添付。

申請書等への記載事項(詳細)

○公道走行の概要説明書 (特別装置自動車)

参考3 (第5関係)

運行の概要について
(特別装置自動車)

1. 運行の概要

①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	

2. 使用する車両の概要 (特別装置に係るものを除く)

①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	

3. 使用する特別装置の概要

①装置外観等	
--------	--

(日本産業規格A列4番)

〈運行体制〉

車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を記載。

〈運行期間〉

運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細な予定を記載。

〈走行ルート・環境〉

地図や写真等により、起点、終点、走行距離及び道路情報(制限速度、車線数、交通量、信号機又は一時停止標識の有無等)並びに運転者席の場所等を記載。

〈使用車両〉

車名型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載し、車両の四面図(写真可)を添付。また、自動車登録番号等を有する場合には、自動車検査証の写しを添付。

〈主な安全確保措置〉

速度制限、緊急停止装置の設置及び保安要員等の配置予定等を記載。

〈運行の手順〉

使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制等を記載。特に運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載。

〈緊急時の体制〉

不具合及び事故発生時の連絡・報告体制を記載。

〈備考〉

監視・操作装置における通信遅延に係る情報及びその他の必要な事項を記載。

〈車両・自動運転システムの外観等〉

外観図等により、改造箇所や自動運転システム(カメラ、レーダー等)の機能及び性能等に関する説明を記載。自動運転システムについては、カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲等を図面等によりあわせて記載。

〈保安基準適合性・安全確保のための代替措置〉

適用を除外する保安基準の条項及びその内容並びにこれに対する代替の安全確保措置の内容等を記載。

〈装置外観等〉

特別装置により操作可能な操作装置の機能及び操作性等の性能を記載。また、写真・図面等により、運転者席における運転者の監視・操作状況が把握できる資料をあわせて添付。

申請書等への記載事項(詳細)

○公道走行の概要説明書 (遠隔型自動運転システム搭載車)

参考2 (第5関係)

運行の概要について
(遠隔型自動運転システム搭載車)

1. 運行の概要

①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	

2. 使用する車両の概要 (遠隔監視・操縦装置に係るものを除く)

①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	

3. 使用する遠隔監視・操縦装置の概要

①装置外観等	
②装置の管理	

(日本産業規格A列4番)

〈運行体制〉

車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を記載。

〈運行期間〉

運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細な予定を記載。

〈走行ルート・環境〉

地図や写真等により、起点、終点、走行距離及び道路情報(制限速度、車線数、交通量、信号機又は一時停止標識の有無等)並びに遠隔運転者席の設置場所等を記載。

〈使用車両〉

車名型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載し、車両の四面図(写真可)を添付。また、自動車登録番号等を有する場合には、自動車検査証の写しを添付。

〈主な安全確保措置〉

速度制限、緊急停止装置の設置及び保安要員等の配置予定等を記載。

〈運行の手順〉

使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制等を記載。特に運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載。

〈緊急時の体制〉

不具合及び事故発生時の連絡・報告体制を記載。

〈備考〉

遠隔監視・操作装置における通信遅延に係る情報及びその他の必要な事項を記載。

〈車両・自動運転システムの外観等〉

外観図等により、改造箇所や自動運転システム(カメラ、レーダー等)の機能及び性能等に関する説明を記載。自動運転システムについては、カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲等を図面等によりあわせて記載。

〈保安基準適合性・安全確保のための代替措置〉

適用を除外する保安基準の条項及びその内容並びにこれに対する代替の安全確保措置の内容等を記載。

〈装置外観等〉

遠隔運転者席において操作可能な操作装置の機能及び操作性等の性能を記載。また、写真・図面等により、遠隔運転者席における運転者の監視・操作状況が把握できる資料をあわせて添付。

〈装置の管理〉

装置の保管場所等の管理方法を記載。

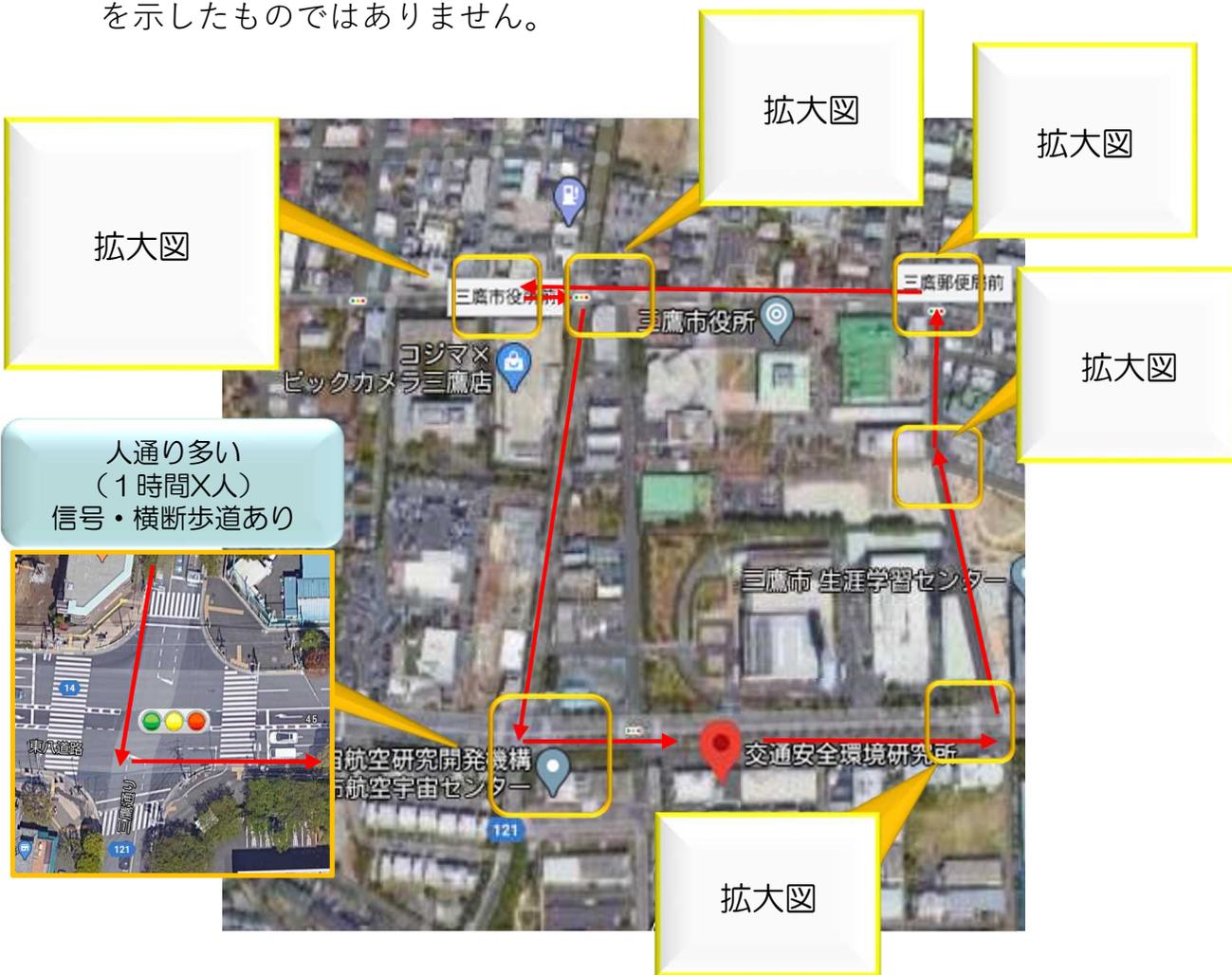
申請書等への記載事項(詳細)

○公道走行の概要説明書 (1. ③走行ルート・環境の記載例)

- ・実施時期 202X年X月～X月
- ・料金收受 有

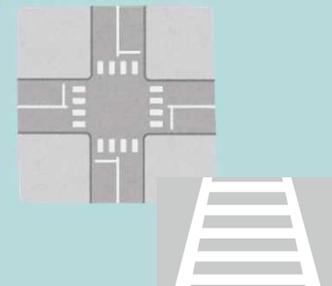
(例)

※以下は記載のイメージであり、このルートの走行が可能であることを示したものではありません。



ポイント (例)

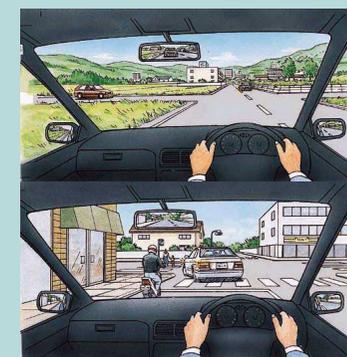
交差点ある？
横断歩道ある？



信号ある？



見通しは良いか？



交通量は？
歩車分離は？



制限速度は？



走行位置は？
車道？歩道？

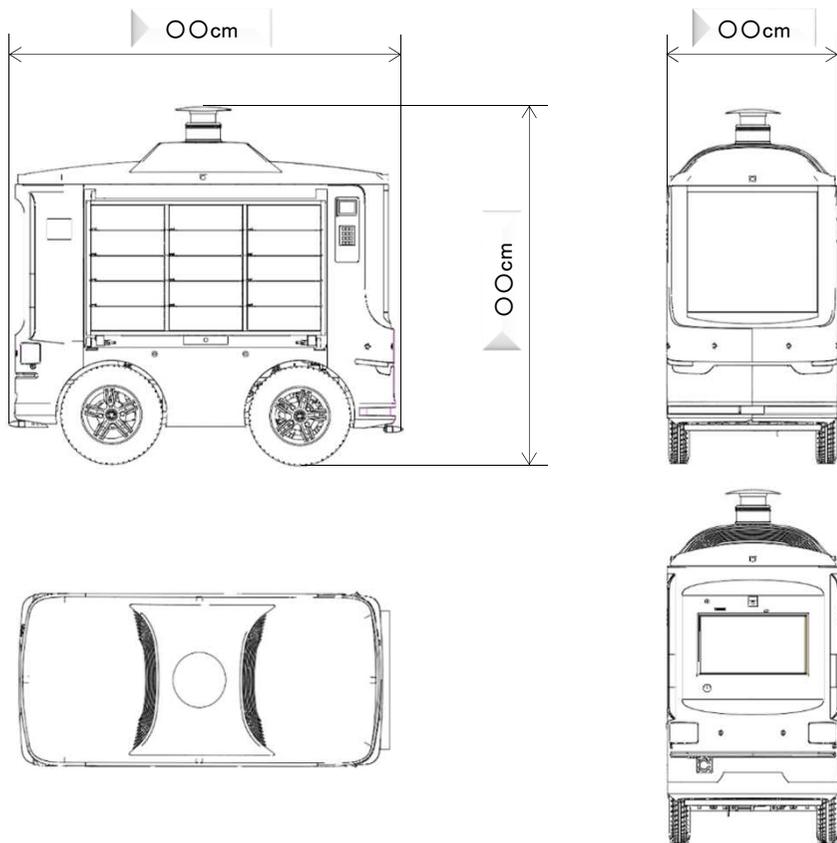


右左折はある？



申請書等への記載事項(詳細)

○ 車両外観図、自動運転システムの概要説明書等



車両外観図又は写真

最低限車両の外観、物品積載場所の配置が分かる4面図（前面・後面・側面・上面）等が必要となります。

車両の概要

- 車両の情報が必要となります。
- 当項目は最低限必要な情報となります。

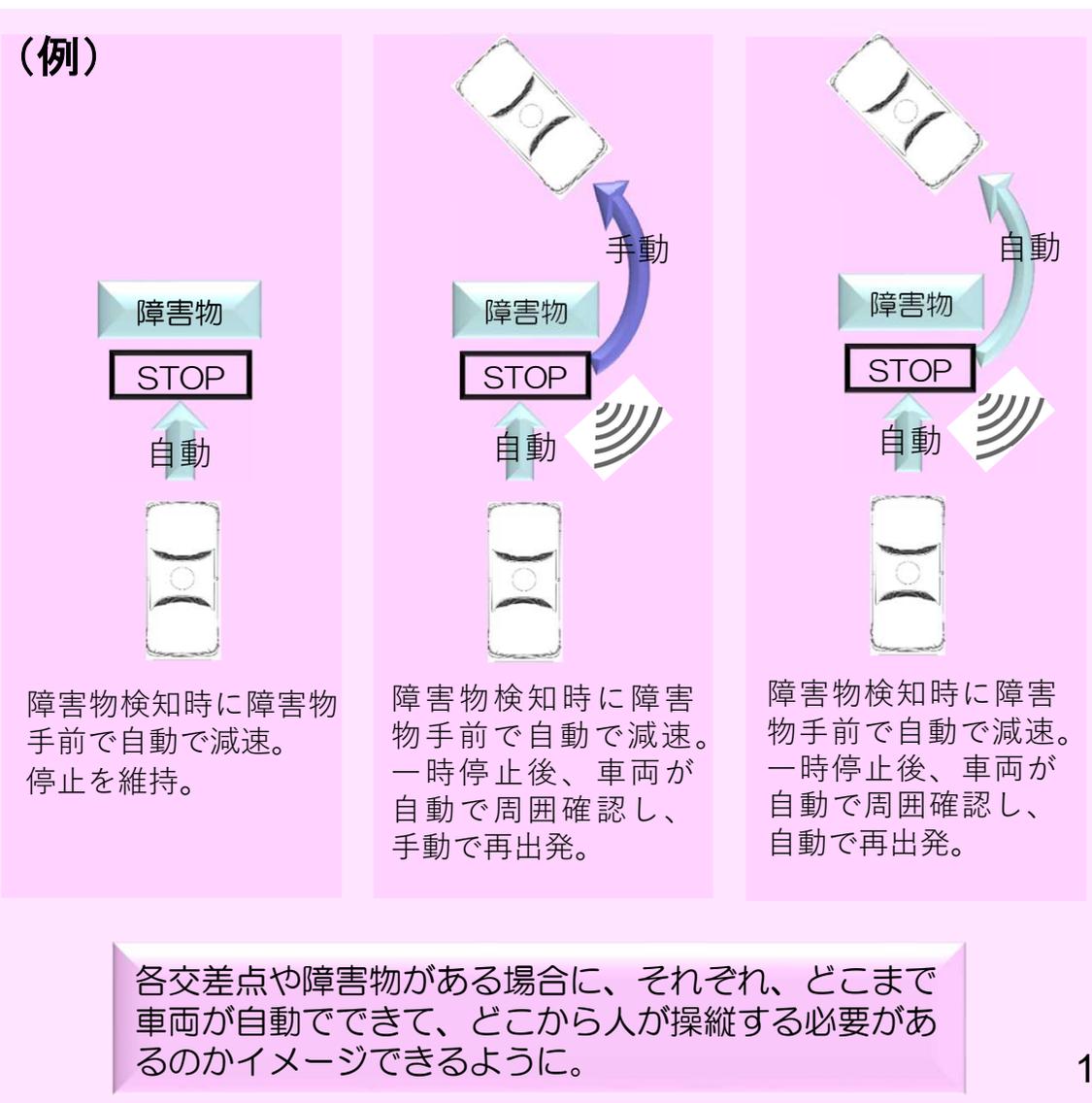
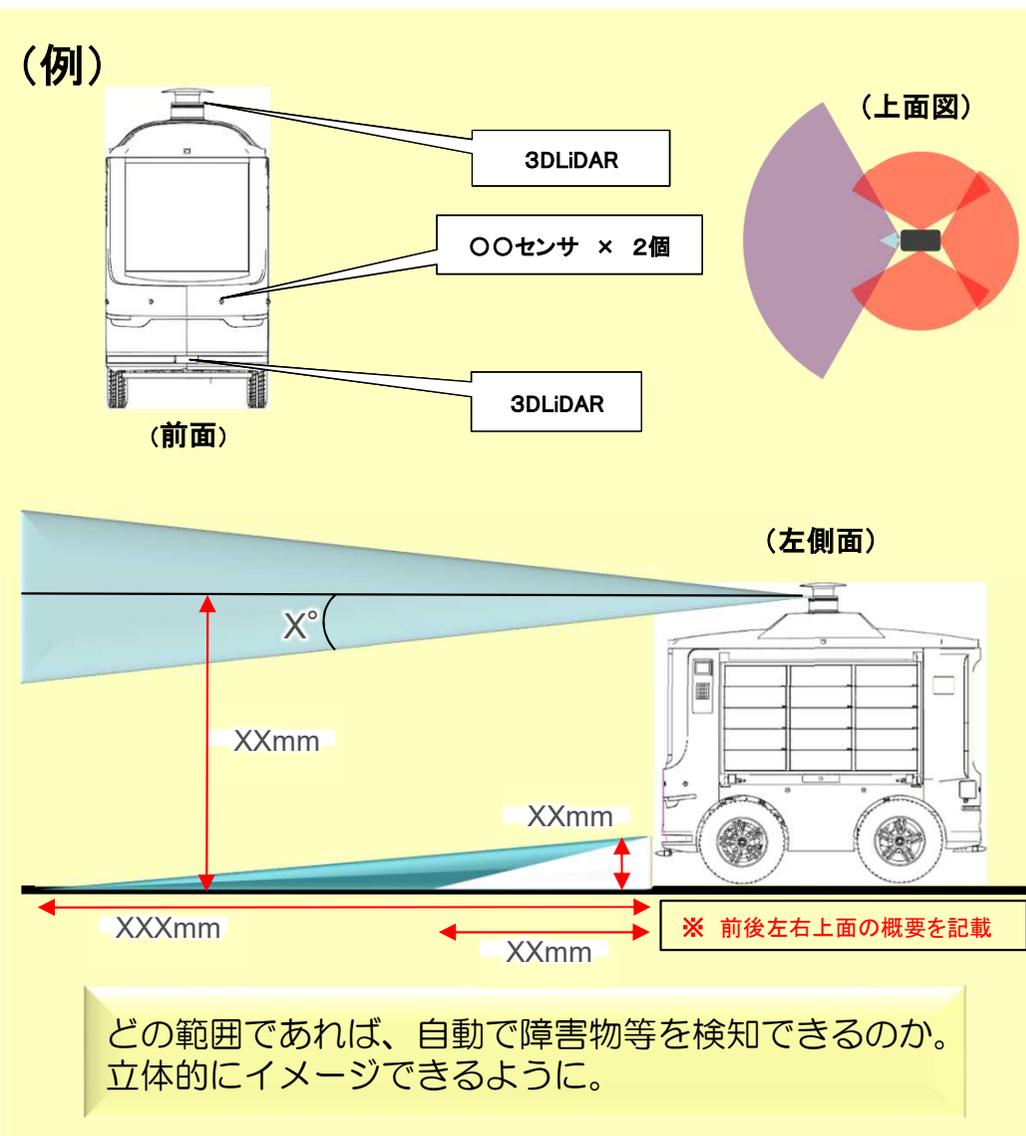
使用する車両の情報

長さ、幅、高さ	OOcm、OOcm、OOcm
空車時の車両重量	OOkg
荷物の最大積載量	OOkg
車両の出力	5kW
原動機の種類	電動機
車両の製造・開発会社	OO製作所
最高速度	10km/h

申請書等への記載事項(詳細)

○ 車両外観図、自動運転システムの概要説明書等
最低限必要な情報は以下のとおり

- ・ センサの種類、配置
- ・ センサの検知範囲
- ・ 自動での車両の挙動
- ・ 人が操縦する場面



申請書等への記載事項(詳細)

○保安基準適合検討書

保安基準	細目告示	性能要件		装置の有無	保安基準適否
		長さ	幅		
第X条	第X条第Y項	長さ	XXXmm	—	○
		幅	XXXmm	—	○
		高さ	XXXmm	—	○
...
第X条	第X条第Y項	〇〇の技術基準に適合すること。		無し	× (取付けが不可能なため)

保安基準適否”×”(不適合)の項目⇒基準緩和対象
緩和の前提となる安全確保措置を検討

○保安基準等適合検討結果確認証明書

参考3 (第5関係)

平成 年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

証明者氏名又は名称
〇〇自動車株式会社
取締役社長 ㊦㊦㊦

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

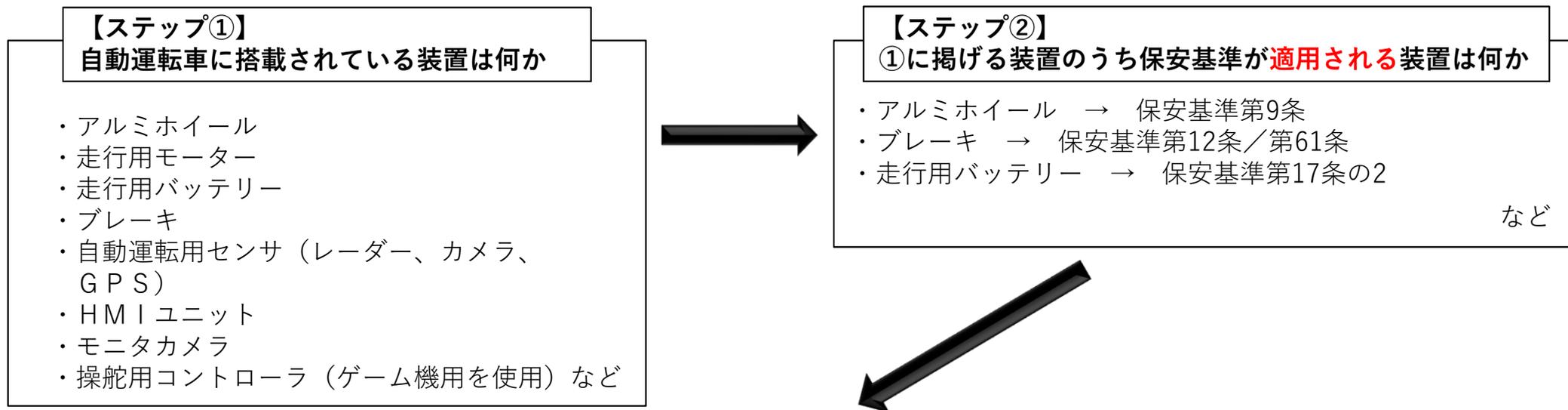
- 当該自動車の車台を特定する記号
〇〇〇-△△△△
- 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準第〇〇条 △△△△

以上

(日本工業規格A列4番)

申請書等への記載事項(詳細)

○保安基準適合検討書作成の上で留意するポイント



【ステップ③】
②で抽出された装置に適用される保安基準について、各要件の内容及びこれら要件への適合性を確認

普通・小型・軽自動車に適用される保安基準

保安基準第9条

- ・自動車の走行装置は、堅牢で、安全な運行を確保できるものであること。

保安基準第12条

- ・自動車には、走行中の自動車を確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できること。
- ・独立に作用する2系統以上の制動装置を備えること。

保安基準第17条の2

- ・自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないこと。

など

原動機付自転車に適用される保安基準

保安基準第61条

- ・原動機付自転車（付随車を除く。）には、走行中の原動機付自転車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できること。
- ・独立に作用する2系統以上の制動装置を備えること。

など

※「普通・小型・軽自動車」と「原動機付自転車」の保安基準は条文が異なりますので、確認の際にはご注意ください。

※原動機付自転車の乗車定員・積載量については道路交通法においても定めがありますので、詳しくは警察庁へお問い合わせください。

申請書等への記載事項(詳細)

○保安基準適合検討書作成の上で留意するポイント

【ステップ①】

自動運転車に搭載されていない装置は何か

- ・ 識別表示
- ・ 警音器
- ・ 座席
- ・ 後写鏡
- ・ シートベルト
- ・ ステアリングホイール
- ・ 排気管
- ・ ワイパー

など

【ステップ②】

①に掲げる装置のうち保安基準において装備が**義務付け**となるものは何か

- ・ 識別表示 → 保安基準第10条適用
- ・ 警音器 → 保安基準第43条／第64条
- ・ 後写鏡 → 保安基準第44条／第64条の2 など

○保安基準に適合させるための措置が必要

- ・ 識別装置の取付け
- ・ 警音器の取付け
- ・ 後写鏡の取付け

など

○各保安基準に定める性能要件（技術基準等）にも適合しているかの確認が必要

- 識別装置・・・協定規則第121号に適合するものであること
- 警音器・・・前方7mの位置において112dB以下87dB以上（動力が7kW以下の二輪の原動機付自転車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上）であること。
- 後写鏡・・・協定規則第46号に適合するものであること。 など

※「普通・小型・軽自動車」と「原動機付自転車」の保安基準は条文が異なりますので、確認の際にはご注意ください。

★保安基準に適合することが困難な装置については、安全確保の措置の検討等により基準緩和の対象となり得ます。

安全性について

- ◆ 遠隔監視・操作者が車両の周囲を確認できるようになっているか？
- ◆ 通信途絶時の対応はどうなっているか？
- ◆ 緊急停止はどのような場合に起こるのか（できるのか）？
- ◆ 障害物等への衝突を回避する時の方法は？
- ◆ 障害物等の判断基準はどのようなものか？（自車両より低速走行している前車両に追いついた場合、障害物等になるのか？）
- ◆ 交差点を安全に通過できるか？（後方車両への配慮など）
- ◆ 操作者の操作技術の習熟方法は？
- ◆ 静かすぎないか？（歩行者が気付けるか？）

操作性について

- ◆ 緊急停止ボタンがわかりやすく、また、容易に操作できるよう配置されているか？
- ◆ 手動介入は円滑に行えるか？（特に右折時等）
- ◆ 手動⇔自動の切替えはどのように行われるのか？
- ◆ 自動で真っすぐ走行しているところへの手動介入等、走行中に行えない動作は？ 等々

基準緩和認定に係るお問い合わせ先

内容のご相談

申請資料の記載方法について

管轄地域	局	部署	住所	電話番号
全国	国土交通省 自動車局	技術・環境政策課	東京都千代田区霞が関2 -1-3	03-5253-8592
北海道	北海道運輸局	自動車技術安全部 技術課	北海道札幌市中央区大通 西10丁目	011-290-2753
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北運輸局	自動車技術安全部 技術課	宮城県仙台市宮城野区鉄 砲町1	022-791-7535
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東運輸局	自動車技術安全部 技術課	神奈川県横浜市中区北仲 通5-57	045-211-7255
新潟県 富山県 石川県 長野県	北陸信越運輸局	自動車技術安全部 技術課	新潟県新潟市中央区美咲 町1丁目2番1号	025-285-9155
福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部運輸局	自動車技術安全部 技術課	愛知県名古屋市中区三の 丸2-2-1	052-952-8043
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿運輸局	自動車技術安全部 技術課	大阪府大阪市中央区大手 前4-1-76	06-6949-6452
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国運輸局	自動車技術安全部 技術課	広島県広島市中区上八丁 堀6番30号	082-228-9143
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国運輸局	自動車技術安全部 技術課	香川県高松市サンポート3 番33号	087-802-6785
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州運輸局	自動車技術安全部 技術課	福岡県福岡市博多区博多 駅東2-11-1	092-472-2539
沖縄県	沖縄総合事務局	運輸部 車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち2 丁目1番1号	098-866-1837

ご相談は、内容や地域に応じて上述の部署までお気軽にお尋ねください。